

白河市みらい創造推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における人口減少の課題に全庁的に取り組み、自立的で持続的な地域社会を形成するため、白河市みらい創造推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地方人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 地方版総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (3) 人口減少対策の総合的な調整及び推進に関すること。
- (4) その他人口減少対策に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が本部の会議の議長となる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

教育長、市長公室長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、会計管理者、水道部長、教育部長、表郷庁舎振興事務所長、大信庁舎振興事務所長、東庁舎振興事務所長
--